

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目1番24号
株式会社アルデプロ
代表取締役社長 久保玲士

第21回定時株主総会招集ご通知（訂正版）

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会招集ご通知につきましては、平成20年10月9日付で拝送させていただきましたが、その発送時点におきまして当社会計監査人および監査役会の監査が未了でございました。このたび、これらの監査が終了し、それぞれ監査報告書を受領いたしました。また、あわせて計算書類等に所要の訂正をいたしましたので、あらためて「第21回定時株主総会招集ご通知（訂正版）」として、ここにご通知申し上げるとともに、ご出席くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、平成20年10月9日付でお送りした議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法（インターネット等）によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。平成20年10月23日（木曜日）午後6時まで

敬 具

記

1. 日 時 平成20年10月24日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
ヒルトン東京 4階 菊の間
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第21期（平成19年8月1日から平成20年7月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（平成19年8月1日から平成20年7月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 第21期（平成19年8月1日から平成20年7月31日まで）計算書類承認の件
本議案は、当社会計監査人および監査役会の監査が終了し、会計監査人の監査報告書および監査役会の監査報告書を受領しましたので、撤回いたしました。
- 第2号議案 別途積立金、資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役1名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件
- 第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成20年10月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（59頁）の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】をご高覧のうえ、平成20年10月23日（木曜日）午後6時までにご行使ください。

以上

-
- (注) 1. 本株主総会ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.ardepro.co.jp>) において、掲載することによりお知らせいたします。

事業報告

(平成19年8月1日から
平成20年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や設備投資の増加などがみられましたものの、原油価格の高騰、米国におけるサブプライムローン問題を発端とした世界的な金融市場の混乱や米国景気の減速懸念など、先行きに不透明感が台頭してまいりました。

当社グループが属する不動産業界におきましては、改正建築基準法の影響による新築住宅着工戸数の減少や建築費の高騰を受けた住宅価格の値上がりに対する消費者による住宅購入を控える動き、また、金融機関の不動産向け融資の慎重姿勢など、厳しい状況となっております。

このような環境下、当社グループでは主力の不動産再活事業に注力してまいりました。当社グループの中核をなす株式会社アルデプロでは、優良な中古不動産の市場流動性を高める不動産再活事業に対する需要は中長期的に拡大していくものと見込み、優良物件が多く存在する東京圏への経営資源の集中を図りました。そのうえで、在庫商品の圧縮に努めてまいりましたが、販売先の資金調達の難航や遅れによる影響、利益率の低下などがあり、厳しい業績となりました。また、特別損失として、販売用不動産評価損として25億80百万円、解約違約金として26億50百万円、貸倒引当金繰入額として26億1百万円、事業再編費用として8億7百万円などを計上いたしました。

一方、子会社につきましては、当社グループにおける経営資源の選択と集中を進めるため、子会社株式の売却などを実施いたしました。平成20年7月期末における当社グループの子会社は、ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社(ビルメンテナンス・機械警備業務)、株式会社オーパス(建築資材販売業務)、株式会社サワケンホーム(総合建設・設計・施工業務)の3社となっております。これら子会社の業績は概ね堅調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は646億38百万円(前期比17.3%減)となり、厳しい環境ながら経常利益は黒字を確保し11億29百万円(同90.3%減)となりました。しかしながら、前述の特別損失の計上により、当期純損失は104億13百万円となりました。

当連結会計年度における各事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

① 不動産再活事業

当社グループの主たる事業であります不動産再活事業につきましては、投資用物件としての中古マンションや中古オフィスビルなどの販売が、買い手側の金融機関からの資金調達が不調に終わったり、延期されたりなどの影響を受け、売上高が減少しました。また、在庫商品の圧縮を進めた結果、利益率が低下しました。

また、中古マンションの主一次取得者（注）への低価格での販売を実現するための実住物件の戸別販売につきましては、底堅い需要があり、概ね堅調に推移いたしました。

これらの結果、売上高は590億79百万円（前期比20.4%減）、営業利益は60億24百万円（同62.1%減）となりました。

② その他事業

その他事業は、不動産再活事業に付随するプロパティマネジメント事業、建築資材販売事業、総合建設・設計・施工事業等であります。これら事業の売上高は55億58百万円（前期比39.2%増）、営業利益は20億53百万円（同31.6%増）となりました。

（注）初めて住宅を購入する人。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は57百万円であります。これは、主に屋外広告看板の制作費用であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、平成19年8月28日払込みの第三者割当による新株式の発行により200億円、平成19年8月28日払込みの第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により100億円の資金調達を行いました。これらの資金は主に販売用不動産購入に充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

昨年後半からのサブプライムローン問題を発端とする世界的な金融市場の混乱により、不動産業界に対する金融機関の融資が慎重になるなど、国内不動産市場に対する不透明感が台頭しております。

当社といたしましては、厳しい環境ながらも前述のとおり中古不動産の再活事業に対する需要は堅調に推移するものと考えております。経営資源を首都圏に集中し不動産再活事業に積極的に取り組んでまいります。そして、在庫商品の圧縮、短期借入金の削減などに努め、バランスシートの改善を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 18 期 (平成16年8月1日から 平成17年7月31日まで)	第 19 期 (平成17年8月1日から 平成18年7月31日まで)	第 20 期 (平成18年8月1日から 平成19年7月31日まで)	第21期(当連結会計年度) (平成19年8月1日から 平成20年7月31日まで)
売 上 高 (千円)	13,583,791	43,001,471	78,184,006	64,638,319
経 常 利 益 (千円)	1,905,474	6,698,183	11,617,444	1,129,796
当 期 純 損 益 (千円)	1,078,203	3,739,261	6,512,571	△10,413,890
1株当たり当期純損益(円)	1,763円17銭	5,572円12銭	1,884円08銭	△2,502円56銭
総 資 産 (千円)	10,187,601	33,130,822	48,488,727	87,056,852
純 資 産 (千円)	4,035,929	10,835,351	15,494,806	23,512,270

(注) △は損失であります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
	千円	%	
ジャパリアルティ スーパービジョン株式会社	90,000	99.3	ビルメンテナンス業務、マン ション管理業務、機械警備業 務
株式会社オーパス	10,000	100.0	建築資材販売
株式会社サワケンホーム	20,000	100.0 (100.0)	総合建設・設計・施工

(注) 株式会社サワケンホームは、当社の子会社である株式会社オーパスの子会社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社3社より構成されております。

事業の種類および事業内容に関しましては、以下のとおりであります。

事業の種類	事業内容
不動産再活事業	<p>当事業は、中古のマンション、オフィスビル、商業施設、ホテル等、また土地の再生および流通活性化を目的としております。</p> <p>具体的には、法人あるいは個人の所有する中古マンションや企業所有の社員寮等を一棟ごと、あるいは同一棟内より大量に購入し、各戸別もしくは複数戸を実住物件(注)・投資物件として販売する事業であります。購入に際しては、綿密なデューデリジェンスを行い、購入後、区分登記されていない場合には区分登記し、さらに付加価値を高めるため、リフォーム、管理組合の設立等を行い販売しております。</p> <p>また、オフィスビル、商業施設、ホテル等の再生および流通活性化については、これら物件を一棟ごと購入して再生し、投資物件としての付加価値を高め販売しております。なお、投資物件として販売する際、信託受益権として証券化し、販売することも行っております。</p>
その他事業	<p>不動産再活事業に付随する事業、プロパティマネジメント事業、建築資材販売業、総合建設・設計・施工業等でありませ</p>

(注) 当社グループでは、購入希望者が実際に住むことを前提とした物件を「実住物件」としております。

(8) 主要な営業所

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区新宿三丁目
広島支店	広島県広島市中区
福岡支店	福岡県福岡市中央区

② 子会社

名 称	所 在 地
ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社	京都府京都市上京区
株式会社オーパス	岐阜県各務原市
株式会社サワケンホーム	岐阜県各務原市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
218名	186名減

(注) 従業員が前期末と比べ186名減少しておりますが、その主な理由は、子会社の売却や当社の営業拠点の閉鎖に伴う退職などによるものであります。

② 当社従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	84名	66名減	37.0歳	2.0年
女 性	21名	29名減	29.7歳	1.9年
計または平均	105名	95名減	33.4歳	1.9年

(注) 従業員が前期末と比べ95名減少しておりますが、その主な理由は、営業拠点の閉鎖に伴う退職などによるものであります。

(10) 他の会社の合併、事業譲渡等に関する事項

該当事項はありません。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
	千円
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	9,591,000
オ リ ッ ク ス 株 式 会 社	3,950,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,751,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,150,000
株 式 会 社 十 六 銀 行	3,023,662
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	2,280,000

(注) 平成20年7月31日現在の借入金残高が、20億円以上の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 12,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,217,839株

(注) 当事業年度中の発行済株式数の増加

① 平成19年8月28日払込みの第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数が756,144株増加しております。

② 新株予約権の行使により発行済株式の総数が3,100株増加しております。

(3) 株主数 38,511名

(4) 大株主（発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主）

株 主 名	持 株 数
秋 元 竜 弥	1,728,847株
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社	756,144株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

発行決議の日	平成15年5月16日
区分別保有状況	
取締役	保有者数 3名 保有数 3個
監査役	保有者数 0名 保有数 0個
合計	保有者数 3名 保有数 3個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 1,200株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たり払込金額	150円
権利行使期間	平成17年5月17日から 平成25年5月15日まで

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成19年8月28日付発行の当社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債10,002,720,000円に付された新株予約権の内容は、次のとおりであります。

新株予約権の数	100個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使された新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。
転換価額	当初33,600円 (転換価額は一定の条件の下、調整される。)
新株予約権の発行価額	無償
行使期間	平成19年8月29日から平成20年8月26日まで

平成20年8月27日付発行の当社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債10,002,720,000円に付された新株予約権の内容は、次のとおりであります。

新株予約権の数	100個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使された新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。
転換価額	当初3,850円 (転換価額は一定の条件の下、調整される。)
新株予約権の発行価額	無償
行使期間	平成20年8月28日から平成21年8月26日まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成20年7月31日現在）

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表・重要な兼職の状況
代表取締役会長	秋 元 竜 弥	
代表取締役社長	久 保 玲 士	
専 務 取 締 役	遠 藤 正 博	事業本部長
取 締 役	新 山 隆 史	経営管理本部長
取 締 役	岸 本 修 治	事業一部長兼事業二部長
取 締 役	高 橋 康 夫	事業三部長
取 締 役	アングル・サフ (注)2	
監 査 役 (常 勤)	石 川 和 司 (注)3	石川和司司法書士事務所代表 司法書士
監 査 役	伊 禮 勇 吉 (注)3	伊禮法律事務所 所長 弁護士
監 査 役	柿 本 謙 二 (注)3,4	株式会社アイビービー 代表取締役

(注) 1. 当期中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

- ① 取締役岸本修治および取締役アングル・サフは平成19年10月25日開催の第20回定時株主総会において選任され就任いたしました。
- ② 取締役元久存は平成19年10月25日付で退任いたしました。
2. 取締役アングル・サフは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役石川和司、伊禮勇吉および柿本謙二は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役柿本謙二は、公認会計士として企業財務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

	取 締 役		監 査 役		計		摘要
	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	
	名	千円	名	千円	名	千円	
定款または株主総会決議に基づく報酬	8	76,380	3	8,100	11	84,480	(注)1
役 員 賞 与	5	18,000	—	—	5	18,000	
合 計	13	94,380	3	8,100	16	102,480	

- (注) 1. 上記のうち、社外役員（社外取締役および社外監査役）に対する報酬等の総額は3名8,100千円であります。
2. 株主総会決議による報酬等の限度額（会社法第361条第1項第1号、第387条第1項）は、取締役年額140,000千円、監査役年額30,000千円と定められております。
 3. 期末現在の人員は取締役7名、監査役3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）および当社と当該他の会社との関係

監査役柿本謙二氏は、株式会社アイピービーの代表取締役社長であります。当社と同社とは取引関係はありません。

- ② 他の会社の社外役員の兼任の状況

取締役アンクル・サフ氏は、株式会社フジタ、株式会社ユー・エス・ジェイ、三洋電機株式会社、イー・モバイル株式会社、株式会社U S E Nの社外取締役であります。

監査役伊禮勇吉氏は、株式会社オオバの社外監査役であります。

- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

- ④ 主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
アンクル・サフ	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、21回中7回、議案審議等につき、金融機関における経験上の観点から必要な発言を行っております。
石川和司	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、21回中20回、適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、14回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
伊禮勇吉	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、21回中13回、適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、14回中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
柿本謙二	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、21回中11回、適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、14回中12回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役アンクル・サフ氏、ならびに社外監査役石川和司氏、伊禮勇吉氏、柿本謙二氏の3名とそれぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

- ⑥ 当社の報酬等の額及び当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

	人数	報酬等の額	子会社からの役員報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	3名	8,100千円	一千円

5. 会計監査人の状況

- | | |
|---------------------------------|----------|
| (1) 会計監査人の名称 | アスカ監査法人 |
| (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 30,000千円 |
| 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 30,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- (3) 非監査業務の内容

特に記載すべき事項はございません。

- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

- I 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 企業運営の基本方針

当社グループは、以下の経営理念を掲げ、すべての役員及び従業員が職務を執行するに当たっての基本方針としております。

【経営理念】 三つの豊かさの追求

- ① 経済的な豊かさ…売上高ではなく、経常利益の増加を目指します。
- ② 身体的な豊かさ…健康であることに感謝し、健康管理に留意します。
- ③ 心の豊かさ…礼節を重んじる謙虚な心、広い心、強い心。加えて、経済的・身体的豊かさのバランスを保ち、真の「心の豊かさ」を目指します。

当社グループは、この経営理念のもと、内部統制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社グループは、今後とも、内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備すべく努めてまいります。

2. 内部統制システムの基本方針

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ① 組織横断的な組織として代表取締役社長が任命する者を長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・プログラムに基づき、諸規程の改廃ならびに役員及び従業員のコンプライアンスに対する啓蒙活動等について討議し、またコンプライアンス・マニュアル等により実行・指導する。
 - ② 日常の業務執行においては、全役員及び従業員が定められた職務権限規程、職務分掌規程、稟議規程等に基づいた処理を実施する。
 - ③ コンプライアンスに関する報告・相談ルートは、社外の弁護士へのものも含め社内外に複数設置する。弁護士への相談ルートについては、匿名性を担保して利用できる仕組みとする。
 - ④ コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、文書管理規程及び情報管理規程に従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直しを行う。また、取締役及び監査役は、これらの文書等をその要請に基づき速やかに閲覧できるものとする。
 - ② 組織横断的な組織として代表取締役社長が任命する者を長とするシステム委員会を設置し、取締役及び従業員の業務執行にかかる情報について、ITの効率活用、情報のデータベース化、必要情報の存否・保存状況の検索システム等を協議・検討する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク・コンプライアンス委員会は、全社的なリスク管理体制の整備を推進する。
 - ② 役員及び各職位にある従業員は、取締役会決議及び職務権限規程に基づき、その付与された権限の範囲内で職務を履行し、その範囲内で、損失の危険を管理する。その権限を越える場合は、『稟議制度』による許可を要し、その許可された範囲内で、損失の危険を管理する。
 - ③ 役員及び従業員の職務の遂行等におけるリスク管理の基本的事項について、リスク管理基本規程を定める。
 - ④ システム委員会は情報セキュリティマネジメントシステムの構築を討議し、必要に応じて外部機関の認証も取得することで、社内外とも有効かつ安心の情報管理に取り組んでいくことを検討する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 各取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会を毎月、及び必要に応じて随時開催して経営論議を深めるとともに、適宜情報交換を行うなど取締役間の連携を図る。
 - ② 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。
 - ③ 日常の職務執行に際しては、職務権限規程、職務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は連結子会社の経営の自主性を尊重しつつ、グループ間のシナジーが最大限に発現されるように「関係会社管理規程」を制定し、関係会社に対し、適切な管理を行う。
 - ② グループ各社の代表取締役社長は各社の業務の執行状況を適宜当社へ報告する。
 - ③ 当社の内部監査室は、グループ各社の監査役と連携して定期的な内部監査をグループ会社に対して行う。
 - ④ グループ各社にコンプライアンス担当者を置き、各社の監査役及び当社の内部監査室とも連携のうえ、各社の全役員及び全従業員に法令遵守の重要性を周知させる。
 - ⑤ 当社グループは、コンプライアンスに関する報告・相談ルートを、社外の弁護士へのものも含め複数設置する。弁護士への相談ルートについては、匿名性を担保して利用できる仕組みとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人の体制
監査役職務を補助すべき専任部門及びスタッフとして、内部監査室に兼務させる。
- (7) 前記(6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
 - ② ①の使用人の職務遂行の評価については監査役の意見を聴取するものとする。
- (8) 取締役・使用人が監査役または監査役会に報告するための体制その他の監査役または監査役会への報告に関する体制
- ① 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議または委員会に出席することができる。
 - ② 監査役には、主要な稟議書その他社内の重要書類が回付され、または、要請があれば、直ちに資料等が提出される。
 - ③ 監査役は、定期的に取り締役・監査役連絡会を開催し、更に、随時必要に応じ執行部からの報告を受けることができる。
 - ④ 監査役は、関係会社の往査ならびに関係会社の監査役との連携を通して、関係会社管理の状況の監査を行う。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、監査役の職責、心構え、監査基準等を明確にした監査役監査基準を熟知するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行う。
 - ② 監査役は、監査の実施に当たり、監査役独自に収集した業務執行状況の報告等を踏まえつつ、内部監査室、会計監査人とも相互連携する。
 - ③ 監査役は会計監査人と、両者の監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。
 - ④ 必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用する。
- II 株式会社の支配に関する基本方針
- 特に記載すべき事項はございません。

連結貸借対照表

(平成20年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	85,740,643	流動負債	60,227,417
現金及び預金	3,266,423	買掛金	808,042
受取手形及び売掛金	170,090	短期借入金	46,535,996
たな卸資産	70,681,317	一年以内返済予定の 長期借入金	126,996
前渡金	6,678,754	一年以内償還予定の社債	10,032,720
繰延税金資産	45,422	未払法人税等	40,656
その他	7,656,129	賞与引当金	17,031
貸倒引当金	△2,757,494	完成工事補償引当金	8,765
固定資産	1,316,209	損害賠償損失引当金	362,000
有形固定資産	341,674	その他	2,295,208
建物	158,274	固定負債	3,317,163
機械装置及び運搬具	12,310	社債	730,000
工具器具備品	83,646	長期借入金	2,510,100
土地	87,442	退職給付引当金	32,553
無形固定資産	450,582	負ののれん	34,260
のれん	420,387	その他	10,250
その他	30,194	負債合計	63,544,581
投資その他の資産	523,951	純 資 産 の 部	
投資有価証券	21,000	株主資本	23,509,778
繰延税金資産	24,240	資本金	12,944,169
その他	478,711	資本剰余金	12,785,139
		利益剰余金	△2,219,529
		評価・換算差額等	△2,372
		その他有価証券評価差額金	△2,372
		少数株主持分	4,863
		純資産合計	23,512,270
資産合計	87,056,852	負債及び純資産合計	87,056,852

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成19年8月1日から
平成20年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	64,638,319
売上原価	55,395,329
売上総利益	9,242,990
販売費及び一般管理費	6,075,991
営業外収益	3,166,998
受取利息	28,066
受取手数料	116,771
その他費用	74,272
営業外費用	1,307,842
支払利息	557,396
消費税	181,235
株式取引の	93,118
経常利益	116,720
特別利益	2,256,313
関係会社株式売却益	2,469
固定資産売却益	1,816
投資有価証券売却益	35,024
その他	5,767
特別損失	45,077
固定資産除却損	19,018
固定資産売却損	2,554
貸倒引当金繰入額	2,601,369
損害賠償損失引当金繰入額	362,000
投資有価証券評価損失	43,973
減損損失	343,480
事業再編費用	807,003
投資有価証券売却損	4,537
販売用不動産評価損	2,580,222
販売用不動産処分差損	1,666,621
解約違約金	2,650,000
その他	30,000
税金等調整前当期純損失	11,110,779
法人税、住民税及び事業税	9,935,905
過年度法人税等戻入額	46,461
法人税等調整額	△123,343
少数株主損失	555,172
当期純損失	△307
	10,413,890

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成19年8月1日から
平成20年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				評価・ 換算 差額等	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
平成19年7月31日残高	2,937,965	2,778,935	9,739,058	15,455,958	△40	38,888	15,494,806
連結会計年度中の変動額							
新株の発行	10,006,204	10,006,204	—	20,012,408	—	—	20,012,408
剰余金の配当	—	—	△1,938,509	△1,938,509	—	—	△1,938,509
当期純損失	—	—	△10,413,890	△10,413,890	—	—	△10,413,890
連結の範囲又は持分法適用範囲の変動	—	—	393,811	393,811	—	—	393,811
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(後期)	—	—	—	—	△2,331	△34,024	△36,356
連結会計年度中の変動額合計	10,006,204	10,006,204	△11,958,588	8,053,820	△2,331	△34,024	8,017,464
平成20年7月31日残高	12,944,169	12,785,139	△2,219,529	23,509,778	△2,372	4,863	23,512,270

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループが属する不動産業界におきましては、米国におけるサブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱、金融機関による不動産向け融資の厳格化、改正建築基準法の影響による着工数の減少等、事業環境は極めて厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社所有不動産物件について、不動産市況の悪化や買い手側の資金的な理由により計画どおりに売却が進まず、当初見込んでいた売上高を下方修正せざるを得ない状況となりました。このため、営業利益、経常利益は大幅な減益となり、さらに販売用不動産評価損の計上などにより当期純損失を計上いたしました。また、当連結会計年度の営業キャッシュ・フローのマイナス幅は前期に比べて拡大いたしました。なお、所有不動産の販売が当初計画より遅れているため、金融機関からの借入金の一部の返済について、金融機関との合意により返済期日を延期しております。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しておりますが、下記施策の確実な実行により、早期に資金繰りの安定化が実現できると考えております。

- ① 当社は、取引金融機関と緊密な関係を維持しており、当面の厳しい事業環境を乗り越えるべく、継続的なご支援をいただくことを前提とした資金計画の見直しを行っております。資金計画の見直しの一環として、平成20年8月27日に公表いたしましたとおり、当社の最大債権者であるジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社に対して、第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を行っております。
- ② 当社は世界有数の金融機関であるゴールドマン・サックスから社外取締役を1名招聘しておりますが、平成20年10月24日に開催予定の定時株主総会におきまして、さらに1名同社から社外取締役を選任し、招聘する予定です。不動産業界を取り巻く環境は厳しいものの、i) サブプライムローン問題に端を発した不動産業界全体の混乱が一巡した後に、当社の不動産再活事業に対する中長期的な需要の高まりが期待できること、ii) 当社の保有物件の将来的な売却により収益寄与が期待できること、についてゴールドマン・サックスに理解をいただいております。今後も今まで以上に密接な関係を築いてまいります。
- ③ 経営資源を首都圏に集中させ、同エリアにおける収益用不動産の売上拡大を図っております。今期につきましては、中古マンションを販売する子会社を設立し、販売の拡大を目指します。また、不動産特定共同事業法に基づく許可申請を行い、一棟物件についての仕入資金の調達および売却を進めてまいりま

す。

- ④ 当社におきましては支店、営業所の閉鎖等を実施し、固定的コストの削減を進めております。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数… 3社

ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社

株式会社オーパス

株式会社サワケンホーム

すべての子会社を連結しております。

当連結会計年度において、株式会社ディベックスマネジメント、株式会社ART都市開発、株式会社尾高電工、株式会社アルデプロプロパティマネジメント、株式会社日本インベスターズサービスについて、所有株式の全てを売却したため、連結子会社でなくなりました。また、株式会社マッチング・ナビは株式会社アルデプロプロパティマネジメントの子会社でありましたが、株式会社アルデプロプロパティマネジメント株式の売却により、連結子会社でなくなりました。また、株式会社勤住ライフは当連結会計年度において清算終了し、同社の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結除外いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度において、株式会社アルデプロプロパティマネジメントが保有していた株式会社メイプルリビングサービス株式の全てを売却したため、当社の関連会社ではなくなりました。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの ……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの ……………移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

- (i) 販売用不動産、仕掛品 …個別法による原価法によっております。
- (ii) 貯蔵品 …最終仕入原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 ……定率法によっております。
但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産
 - (i) ソフトウェア ……自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。
 - (ii) 特許権 ……定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法（8年）と同一の基準によっております。
 - (iii) 商標権 ……定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法（10年）と同一の基準によっております。
 - (iv) 水道施設利用権 ……定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法（15年）と同一の基準によっております。
 - (v) のれん ……のれんの償却については、子会社の実態に基づきその効果の発現する期間（5年）において均等償却を行っております。また、負ののれんについては、その効果の発現する期間（5年）において均等償却を行っております。
ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生連結会計年度に一時償却しております。
- ③ 長期前払費用 ……定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 ……………従業員に対する賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 ……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
- ④ 完成工事補償引当金 ……………一部の連結子会社は、過去の補償実績率に基づき計上しております。
- ⑤ 損害賠償損失引当金 ……………将来の損害賠償損失に備えるため当連結会計年度末における和解金の負担見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

現金及び預金	582,131千円
販売用不動産	67,175,552千円
建物	4,849千円
土地	64,073千円
合計	67,826,607千円
上記に対応する債務	
短期借入金	44,538,496千円
一年以内返済予定の長期借入金	108,000千円
長期借入金	1,983,000千円
合計	46,629,496千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 168,716千円

3. 重要な係争事件にかかる損害賠償義務その他これらに準ずる債務

- (1) 当社は、平成20年2月14日付で株式会社ゼニスから、不動産物件の売買の媒介手数料288,331千円の支払を求める訴訟の提起を受けました。当社では、この支払の根拠について事実関係を確認しておりますが、現時点では支払義務がないものと判断しております。
- (2) 当社は、平成20年6月26日付で福岡サブリ合同会社から、不動産物件の売買契約に係る違約金1,060,000千円の支払を求める訴訟の提起を受けました。当社では、この支払の根拠について事実関係を確認しておりますが、現時点では支払義務がないものと判断しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 4,217,839株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年10月25日 定時株主総会	普通株式	968,406	280	平成19年7月31日	平成19年10月26日
平成20年3月14日 取締役会	普通株式	970,102	230	平成20年1月31日	平成20年4月14日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

平成15年5月16日開催の臨時株主総会の決議による第1回ストックオプション
4,400株

平成17年10月26日開催の定時株主総会の決議による第5回ストックオプション
950株

平成19年8月28日発行の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
297,700株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

貸倒引当金繰入限度超過額	15,411千円
賞与引当金	6,954千円
退職給付引当金	13,284千円
一括償却資産損金算入限度超過額	3,288千円
長期前払費用償却超過額	3,621千円
繰越欠損金	4,241千円
商品評価損	7,131千円
完成工事補償引当金	3,582千円
繰延消費税等損金算入限度超過額	1,517千円
減価償却超過額	5,182千円
繰延資産償却超過額	6,266千円
未払給与	1,428千円
裁判費用	1,120千円
投資有価証券評価損	1,628千円
中間納付事業税	△ 1,813千円
その他	△ 3,178千円
繰延税金資産合計	<u>69,662千円</u>

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	5,573円33銭
2. 1株当たり当期純損失	2,502円56銭

(重要な後発事象に関する注記)

I. 社債の発行について

当社は、平成20年8月6日開催の取締役会において、ゴールドマン・サックスが出資するジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社を引受先とする第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、平成20年8月27日に発行手続が完了しました。

当該転換社債型新株予約権付社債の発行の要領は、下記のとおりであります。

1. 募集社債の名称 株式会社アルデプロ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
2. 募集社債の総額 金10,002,720,000円
3. 各募集社債の金額 金100,027,200円の1種
4. 利率 本社債には利息を付さない。
5. 各募集社債の払込金額 金100,027,200円(額面100円につき金100円)
6. 償還価額 額面100円につき金100円
7. 申込期日 平成20年8月27日
8. 払込期日及び発行日 平成20年8月27日
9. 募集の方法 第三者割当の方法により、全額をジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社に割り当てる。
10. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、又、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
11. 償還の方法及び期限
 - (1) 本社債は、平成21年8月27日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
 - (2) 本新株予約権付社債の発行の引受に係る契約に規定する事由が生じた場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、いつでも、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
12. 本新株予約権に関する事項
 - (1) 本社債に付された本新株予約権の数 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計100個の本新株予約権を発行する。
 - (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否 払込みを要しない。
 - (3) 本新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。) 平成20年8月27日

- (4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権を行使することにより当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分する数は、行使された本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(8)号②記載の転換価額(ただし、調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。
- (5) 本新株予約権の行使期間
平成20年8月28日から平成21年8月26日まで
- (6) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 当社による本新株予約権の取得条項
本新株予約権の取得条項は定めない。
- (8) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額
- ① 本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。
 - ② 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初3,850円とする。なお、転換価額は調整されることがある。
- (9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

13. 配当計算日

剰余金の配当(会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の権利行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式(当社が保有する当社普通株式を除く。)と同様に取り扱うものとする。

14. 資金使途

本社債の発行総額は10,002,720,000円であり、これを平成20年8月27日に償還期限を迎えた第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（総額10,002,720,000円）と同日に相殺いたしました。このため、新たに調達した資金はありません。

II. 重要な係争事件の発生

当社は、平成20年8月28日付で仙台観光株式会社から、不動産物件の売買契約に係る違約金244,000千円の支払を求める訴訟の提起を受けました。

当社では、この支払の根拠について事実関係を確認しておりますが、現時点では支払義務がないものと判断しております。

また、現時点において裁判は継続中であります。

III. ストックオプションの発行について

当社は、平成20年10月8日開催の取締役会において、平成20年10月24日開催予定の定時株主総会に取締役、従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを付議することを決議いたしました。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役、従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の取締役に対する新株予約権の付与は、会社法第361条の報酬等に該当いたします。既にご承認いただいております当社の取締役の報酬額とは別枠で、新たにストックオプションとして当社の取締役に対して新株予約権（2,500個以内）を付与することにつき、併せてご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役に対して付与する新株予約権の額の算定方法につきましては、新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価値に、割当日に在任する当社の取締役に発行する新株予約権の総数を乗じて得た額といたします。この割当日における新株予約権1個当たりの公正価値は、新株予約権の割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズ・応用モデルを用いて算出するものいたします。

なお、対象となる取締役の員数は5名であります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役、従業員に対し新株予約権を無償で交付いたしたく存じます。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の取締役、従業員に割り当てるものといたします。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）と割当日の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

i) 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii) 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii) 上記 i) および ii) のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 新株予約権を行使することができる期間

平成22年10月25日から平成30年10月24日まで

④ 新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の中のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。

ii) 新株予約権の相続は認めない。

iii) この他、新株予約権の行使の条件は株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i) 記載の資本金等増加限度額から上記 i) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦ 新株予約権の消滅事由等

i) 新株予約権者が権利行使をする前に、3.(1)④ i) に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合、新株予約権は消滅する。

ii) 新株予約権者が新株予約権放棄を申し出た場合、新株予約権は消滅する。

⑧ 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

⑨ 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の数

16,150個（うち、当社の取締役については2,500個）を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は16,150株（うち、当社の取締役については2,500株）を上限とし、上記(1)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに、金銭の払込みを要しないこととする。

IV. 別途積立金、資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分について

当社は、平成20年10月8日開催の取締役会において、平成20年10月24日開催予定の定時株主総会における承認を条件に、別途積立金、資本準備金および利益準備金の額を減少することならびに剰余金の処分について以下のとおり決議いたしました。

1. 別途積立金の減少

繰越利益剰余金の欠損補填のため、会社法第452条の規定に基づき、別途積立金を取り崩す。

(1) 減少する積立金の額

別途積立金 8,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 8,000,000,000円

2. 資本準備金および利益準備金の減少

今後の財務戦略上の柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、利益準備金を取崩し、繰越利益剰余金に振り替える。

(1) 減少する準備金の額

資本準備金 475,721,081円

利益準備金 75,000,000円

(2) 増加する剰余金の額

その他資本剰余金 475,721,081円

繰越利益剰余金 75,000,000円

(3) 準備金の減少がその効力を生じる日

平成20年10月24日

3. 剰余金の処分

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金で繰越利益剰余金の欠損補

填をする。

- (1) 減少する剰余金の額
 その他資本剰余金 475,721,081円
- (2) 増加する剰余金の額
 繰越利益剰余金 475,721,081円

独立監査人の監査報告書

平成20年10月14日

株式会社アルデプロ

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 田中大丸 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮川 慎哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルデプロの平成19年8月1日から平成20年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当連結会計年度において営業利益、経常利益は大幅な減益となり、当期純損失を計上している。また、営業キャッシュ・フローが連続してマイナスとなっている。さらに、一部金融機関からの借入金の返済について、金融機関との合意により返済期日を延期している。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が発生している。当該状況の解消に関する対応策は当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映していない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、
 - 1) 会社は平成20年8月6日開催の取締役会において、ゴールドマン・サックスが出資するジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社を引受先とする第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、平成20年8月27日に償還期限を迎えた第1回無担保転換社債型新株予約権付社債と相殺している。
 - 2) 会社は平成20年8月28日付で仙台観光株式会社から不動産物件の売買契約に係る違約金244,000千円の支払を求める訴訟の提起を受けている。
 - 3) 会社は平成20年10月8日開催の取締役会において、取締役、従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを平成20年10月24日開催予定の定時株主総会に付議することを決議している。
 - 4) 会社は平成20年10月8日開催の取締役会において、別途積立金、資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件を平成20年10月24日開催予定の定時株主総会に付議することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成20年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	84,632,772	流動負債	59,760,935
現金及び預金	2,813,614	買掛金	619,013
売掛金	4,106	短期借入金	46,235,996
販売用不動産	68,802,756	一年以内返済予定の長期借入金	108,000
仕掛品	1,481,269	一年以内償還予定の社債	10,002,720
貯蔵品	1,725	未払金	859,199
前渡金	6,678,515	未払費用	53,914
前払費用	277,785	未払法人税等	38,778
短期貸付金	3,002,866	前受金	209,538
未収入金	1,277,200	預り金	650,995
未収還付法人税等	2,863,147	前受収益	592,422
繰延税金資産	10,691	賞与引当金	3,718
その他	164,738	損害賠償損失引当金	362,000
貸倒引当金	△2,745,648	その他	24,638
固定資産	1,524,166	固定負債	2,944,788
有形固定資産	177,140	社債	450,000
建物	39,073	長期借入金	2,483,000
構築物	42,080	退職給付引当金	11,788
車両運搬具	184	負債合計	62,705,723
工具器具備品	31,727	純資産の部	
土地	64,073	株主資本	23,453,587
無形固定資産	11,891	資本金	12,944,169
ソフトウェア	10,995	資本剰余金	12,785,139
その他	896	資本準備金	12,785,139
投資その他の資産	1,335,134	利益剰余金	△2,275,721
投資有価証券	21,000	利益準備金	75,000
関係会社株式	855,212	その他利益剰余金	△2,350,721
出資金	2,315	別途積立金	8,000,000
長期前払費用	4,759	繰越利益剰余金	△10,350,721
繰延税金資産	14,111	評価・換算差額等	△2,372
その他	437,735	その他有価証券評価差額金	△2,372
資産合計	86,156,939	純資産合計	23,451,215
		負債及び純資産合計	86,156,939

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成19年8月1日から
平成20年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		60,799,687
売上原価		53,054,708
売上総利益		7,744,979
販売費及び一般管理費		4,348,703
営業利益		3,396,275
営業外収益		
受取利息	24,491	
受取配当金	397	
受取手数料	116,771	
その他	18,811	160,472
営業外費用		
支払利息	1,296,507	
社債利息	5,882	
貸倒引当金繰入額	61,286	
支払手数料	557,396	
株式交付費	93,118	
消費税相殺損	180,009	
その他	24,282	2,218,482
経常利益		1,338,265
特別利益		
投資有価証券売却益	24,024	
賞与引当金戻入益	4,846	28,870
特別損失		
固定資産除却損	9,803	
事業再編費用	807,003	
投資有価証券売却損	4,537	
投資有価証券評価損	43,973	
販売用不動産評価損	2,580,222	
販売用不動産処分差損	1,666,621	
関係会社株式評価損	487,758	
貸倒引当金繰入額	2,600,000	
解約違約金	2,650,000	
損害賠償損失引当金繰入額	362,000	
その他	30,000	11,241,918
税引前当期純損失		9,874,782
法人税、住民税及び事業税		32,057
過年度法人税等戻入額		△123,343
法人税等調整額		570,974
当期純損失		10,354,471

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成19年8月1日から
平成20年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年7月31日残高	2,937,965	2,778,935	2,778,935	75,000	4,000,000	5,942,259	10,017,259	15,734,159
事業年度中の変動額								
新株の発行	10,006,204	10,006,204	10,006,204	—	—	—	—	20,012,408
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△1,938,509	△1,938,509	△1,938,509
別途積立金の積立	—	—	—	—	4,000,000	△4,000,000	—	—
当期純損失	—	—	—	—	—	△10,354,471	△10,354,471	△10,354,471
株主以外の取引の繰越中の金額	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	10,006,204	10,006,204	10,006,204	—	4,000,000	△16,292,980	△12,292,980	7,719,428
平成20年7月31日残高	12,944,169	12,785,139	12,785,139	75,000	8,000,000	△10,350,721	△2,275,721	23,453,587

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
平成19年7月31日残高	—	—	15,734,159
事業年度中の変動額			
新株の発行	—	—	20,012,408
剰余金の配当	—	—	△1,938,509
別途積立金の積立	—	—	—
当期純損失	—	—	△10,354,471
株主以外の取引の繰越中の金額	△2,372	△2,372	△2,372
事業年度中の変動額合計	△2,372	△2,372	7,717,056
平成20年7月31日残高	△2,372	△2,372	23,451,215

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社が属する不動産業界におきましては、米国におけるサブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱、金融機関による不動産向け融資の厳格化、改正建築基準法の影響による着工数の減少等、事業環境は極めて厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社所有不動産物件について、不動産市況の悪化や買い手側の資金的な理由により計画どおりに売却が進まず、当初見込んでいた売上高を下方修正せざるを得ない状況となりました。このため、営業利益、経常利益は大幅な減益となり、さらに販売用不動産評価損の計上などにより当期純損失を計上いたしました。なお、所有不動産の販売が当初計画より遅れているため、金融機関からの借入金の一部の返済について、金融機関との合意により返済期日を延期しております。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しておりますが、下記施策の確実な実行により、早期に資金繰りの安定化が実現できると考えております。

- ① 当社は、取引金融機関と緊密な関係を維持しており、当面の厳しい事業環境を乗り越えるべく、継続的なご支援をいただくことを前提とした資金計画の見直しを行っております。資金計画の見直しの一環として、平成20年8月27日に公表いたしましたとおり、当社の最大債権者であるジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社に対して、第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を行っております。
- ② 当社は世界有数の金融機関であるゴールドマン・サックスから社外取締役を1名招聘しておりますが、平成20年10月24日に開催予定の定時株主総会におきまして、さらに1名同社から社外取締役を選任し、招聘する予定です。不動産業界を取り巻く環境は厳しいものの、i) サブプライムローン問題に端を発した不動産業界全体の混乱が一巡した後、当社の不動産再活事業に対する中長期的な需要の高まりが期待できること、ii) 当社の保有物件の将来的な売却により収益寄与が期待できること、についてゴールドマン・サックスに理解をいただいております。今後も今まで以上に密接な関係を築いてまいります。
- ③ 経営資源を首都圏に集中させ、同エリアにおける収益用不動産の売上拡大を図っております。今期につきましては、中古マンションを販売する子会社を設立し、販売の拡大を目指します。また、不動産特定共同事業法に基づく許可申請を行い、一棟物件についての仕入資金の調達および売却を進めてまいります。
- ④ 当社におきましては支店、営業所の閉鎖等を実施し、固定的コストの削減を進

めております。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式 …………… 移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券
時価のないもの …………… 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

① 販売用不動産、仕掛品 …………… 個別法による原価法によっております。

② 貯蔵品 …………… 最終仕入原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産…………… 定率法によっております。
但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産
ソフトウェア…………… 自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用…………… 定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …………… 従業員に対する賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
- (4) 損害賠償損失引当金…………… 将来の損害賠償損失に備えるため、当事業年度末における和解金の負担見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

現金及び預金	582,131千円
販売用不動産	67,175,552千円
建物	4,849千円
土地	64,073千円
合計	67,826,607千円

上記に対応する債務

短期借入金	44,538,496千円
一年以内返済予定の長期借入金	108,000千円
長期借入金	1,983,000千円
合計	46,629,496千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 100,653千円

3. 偶発債務

銀行借入れに対する保証債務

ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社 27,750千円

4. 重要な係争事件にかかる損害賠償義務その他これらに準ずる債務

- (1) 当社は、平成20年2月14日付で株式会社ゼニスから、不動産物件の売買の媒介手数料288,331千円の支払を求める訴訟の提起を受けました。当社では、この支払の根拠について事実関係を確認しておりますが、現時点では支払義務がないものと判断しております。
- (2) 当社は、平成20年6月26日付で福岡サブリ合同会社から、不動産物件の売買契約に係る違約金1,060,000千円の支払を求める訴訟の提起を受けました。当社では、この支払の根拠について事実関係を確認しておりますが、現時点では支払

義務がないものと判断しております。

5. 関係会社に対する金銭債権又は債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する科目ごとの金額は、次のとおりであります。

預り金 200,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引（外注費） 1,094,210千円

営業取引以外の取引（受取利息） 4,450千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

減価償却超過額	4,651千円
賞与引当金	1,513千円
退職給付引当金	4,797千円
一括償却資産損金算入限度超過額	2,497千円
繰延資産償却超過額	6,266千円
繰延消費税等損金算入限度超過額	1,517千円
未払給与	1,428千円
投資有価証券評価損	1,628千円
その他	503千円
繰延税金資産合計	<u>24,803千円</u>

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

工具器具備品をリースにより使用しておりますが、金額が少額のため記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 役員及び個人主要株主等

- ① 氏名
伊禮竜之助
- ② 当社の総株主の議決権の総数に占める関連当事者が有する議決権の数の割合
0.00%
- ③ 当社と関連当事者との関係
当社監査役伊禮勇吉の実子であります。
- ④ 取引内容
法律問題の処理・相談に係る手数料の支払
- ⑤ 取引の種類別の取引金額
1,371千円
- ⑥ 取引条件及び取引条件の決定方針
当社と関連を有しない他の事業者と同様の取引条件によっております。
- ⑦ 取引により発生した債権又は債務にかかる主な項目別の当事業年度末残高
該当事項はありません。
- ⑧ 取引条件の変更
該当事項はありません。

2. 役員及び個人主要株主等

- ① 氏名
秋元隆弥
- ② 当社の総株主の議決権の総数に占める関連当事者が有する議決権の数の割合
0.01%
- ③ 当社と関連当事者との関係
当社代表取締役会長秋元竜弥の実弟であります。
- ④ 取引内容
子会社株式の売却
- ⑤ 取引の種類別の取引金額
子会社株式の売却 60,000千円
- ⑥ 取引条件及び取引条件の決定方針
株式譲渡価格の算定に当たっては、簿価純資産方式をもとに算出した価額に基づき両者協議のうえ決定しております。
- ⑦ 取引により発生した債権又は債務にかかる主な項目別の当事業年度末残高
該当事項はありません。

⑧ 取引条件の変更

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	5,560円1銭
2. 1株当たり当期純損失	2,488円28銭

(重要な後発事象に関する注記)

I. 社債の発行について

当社は、平成20年8月6日開催の取締役会において、ゴールドマン・サックスが出資するジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社を引受先とする第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、平成20年8月27日に発行手続が完了しました。

当該転換社債型新株予約権付社債の発行の要領は、下記のとおりであります。

1. 募集社債の名称 株式会社アルデプロ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
2. 募集社債の総額 金10,002,720,000円
3. 各募集社債の金額 金100,027,200円の1種
4. 利率 本社債には利息を付さない。
5. 各募集社債の払込金額 金100,027,200円(額面100円につき金100円)
6. 償還価額 額面100円につき金100円
7. 申込期日 平成20年8月27日
8. 払込期日及び発行日 平成20年8月27日
9. 募集の方法 第三者割当の方法により、全額をジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社に割り当てる。
10. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、又、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
11. 償還の方法及び期限
 - (1) 本社債は、平成21年8月27日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
 - (2) 本新株予約権付社債の発行の引受に係る契約に規定する事由が生じた場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、いつでも、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
12. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計100個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否
払込みを要しない。
- (3) 本新株予約権を割当てする日（以下「割当日」という。）
平成20年8月27日
- (4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権を行使することにより当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分する数は、行使された本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(8)号②記載の転換価額（ただし、調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。
- (5) 本新株予約権の行使期間
平成20年8月28日から平成21年8月26日まで
- (6) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 当社による本新株予約権の取得条項
本新株予約権の取得条項は定めない。
- (8) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額
 - ① 本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。
 - ② 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初3,850円とする。なお、転換価額は調整されることがある。
- (9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

13. 配当起算日

剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の権利行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

14. 資金使途

本社債の発行総額は10,002,720,000円であり、これを平成20年8月27日に償還期限を迎えた第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（総額10,002,720,000円）と同日に相殺いたしました。このため、新たに調達した資金はありません。

II. 重要な係争事件の発生

当社は、平成20年8月28日付で仙台観光株式会社から、不動産物件の売買契約に係る違約金244,000千円の支払を求める訴訟の提起を受けました。

当社では、この支払の根拠について事実関係を確認しておりますが、現時点では支払義務がないものと判断しております。

また、現時点において裁判は継続中であります。

III. ストックオプションの発行について

当社は、平成20年10月8日開催の取締役会において、平成20年10月24日開催予定の定時株主総会に取締役、従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを付議することを決議いたしました。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役、従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の取締役に対する新株予約権の付与は、会社法第361条の報酬等に該当いたします。既にご承認いただいております当社の取締役の報酬額とは別枠で、新たにストックオプションとして当社の取締役に対して新株予約権（2,500個以内）を付与することにつき、併せてご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役に対して付与する新株予約権の額の算定方法につきましては、新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価値に、割当日に在任する当社の取締役に発行する新株予約権の総数を乗じて得た額といたします。この割当日における新株予約権1個当たりの公正価値は、新株予約権の割当日にお

ける諸条件をもとにブラック・ショールズ・応用モデルを用いて算出するものとしたします。

なお、対象となる取締役の員数は5名であります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役、従業員に対し新株予約権を無償で交付いたしたく存じます。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の取締役、従業員に割り当てるものといたします。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）と割当日の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

i) 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

ii) 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行

使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii) 上記 i) および ii) のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 新株予約権を行使することができる期間

平成22年10月25日から平成30年10月24日まで

④ 新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。

ii) 新株予約権の相続は認めない。

iii) この他、新株予約権の行使の条件は株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i) 記載の資本金等増加限度額から上記 i) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦ 新株予約権の消滅事由等

i) 新株予約権者が権利行使をする前に、3.(1)④ i) に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合、新株予約権は消滅する。

ii) 新株予約権者が新株予約権放棄を申し出た場合、新株予約権は消滅する。

⑧ 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、

株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

⑨ 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の数

16,150個（うち、当社の取締役については2,500個）を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は16,150株（うち、当社の取締役については2,500株）を上限とし、上記(1)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに、金銭の払込みを要しないこととする。

IV. 別途積立金、資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分について

当社は、平成20年10月8日開催の取締役会において、平成20年10月24日開催予定の定時株主総会における承認を条件に、別途積立金、資本準備金および利益準備金の額を減少することならびに剰余金の処分について以下のとおり決議いたしました。

1. 別途積立金の減少

繰越利益剰余金の欠損補填のため、会社法第452条の規定に基づき、別途積立金を取り崩す。

(1) 減少する積立金の額

別途積立金 8,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 8,000,000,000円

2. 資本準備金および利益準備金の減少

今後の財務戦略上の柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、利益準備金を取崩し、繰越利益剰余金に振り替える。

(1) 減少する準備金の額

資本準備金 475,721,081円

利益準備金 75,000,000円

(2) 増加する剰余金の額

その他資本剰余金 475,721,081円

繰越利益剰余金 75,000,000円

(3) 準備金の減少がその効力を生じる日

平成20年10月24日

3. 剰余金の処分

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金で繰越利益剰余金の欠損補填をする。

(1) 減少する剰余金の額

その他資本剰余金 475,721,081円

(2) 増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 475,721,081円

独立監査人の監査報告書

平成20年10月14日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 田中大丸 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮川慎哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルデプロの平成19年8月1日から平成20年7月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積り等の評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当会計年度において営業利益、経常利益は大幅な減益となり、当期純損失を計上している。また、営業キャッシュ・フローが連続してマイナスとなっている。さらに、一部金融機関からの借入金の返済について、金融機関との合意により返済期日を延期している。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が発生している。当該状況の解消に関する対応策は当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類及びその附属明細書には反映していない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、
 - 1) 会社は平成20年8月6日開催の取締役会において、ゴールドマン・サックスが出資するジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社を引受先とする第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、平成20年8月27日に償還期限を迎えた第1回無担保転換社債型新株予約権付社債と相殺している。
 - 2) 会社は平成20年8月28日付で仙台観光株式会社から不動産物件の売買契約に係る違約金244,000千円の支払を求める訴訟の提起を受けている。
 - 3) 会社は平成20年10月8日開催の取締役会において、取締役、従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを平成20年10月24日開催予定の定時株主総会に付議することを決議している。
 - 4) 会社は平成20年10月8日開催の取締役会において、別途積立金、資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件を平成20年10月24日開催予定の定時株主総会に付議することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成19年8月1日から平成20年7月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年10月15日

株式会社アルデプロ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 石川 和 司 ㊟

監査役(社外監査役) 伊禮 勇 吉 ㊟

監査役(社外監査役) 柿本 謙 二 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第21期（平成19年8月1日から平成20年7月31日まで）計算書類承認の件

本議案は、当社会計監査人および監査役会の監査が終了し、会計監査人の監査報告書および監査役会の監査報告書を受領しましたので、撤回いたしました。

第2号議案 別途積立金、資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

1. 別途積立金の減少

繰越利益剰余金の欠損補填のため、会社法第452条の規定に基づき、別途積立金を取り崩したいと存じます。

(1) 減少する積立金の額

別途積立金 8,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 8,000,000,000円

2. 資本準備金および利益準備金の減少

今後の財務戦略上の柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、利益準備金を取崩し、繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

(1) 減少する準備金の額

資本準備金 475,721,081円

利益準備金 75,000,000円

(2) 増加する剰余金の額

その他資本剰余金 475,721,081円

繰越利益剰余金 75,000,000円

(3) 準備金の減少がその効力を生じる日

平成20年10月24日

3. 剰余金の処分

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金で繰越利益剰余金の欠損補填をしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の額

その他資本剰余金 475,721,081円

(2) 増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 475,721,081円

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 将来の機動的な資本政策を可能とするため、現行定款第6条の発行可能株式総数を増加するものであります。
- (2) 株主総会の招集権者を取締役会で定めた代表取締役、株主総会の議長を取締役会で定めた取締役とするため、現行定款第14条を変更するものであります。
- (3) 経営体制の充実強化に備えるため、現行定款第18条の取締役の員数を8名以内から10名以内に変更するものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,000,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>16,000,000株</u> とする。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第14条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。	第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集する。</u>
2. <u>代表取締役社長に事故があるときは、取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>	2. <u>前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。</u>
3. (新設)	3. <u>株主総会の議長は、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれに当たり、当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がその職務を行う。</u>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第18条 当社に取締役 <u>8名</u> 以内を置く。	第18条 当社に取締役 <u>10名</u> 以内を置く。

第4号議案 取締役1名選任の件

当社経営体制強化のため、新たに取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	職歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有当社株式数
柴田英治 (昭和54年8月22日生)	平成14年6月 大和証券エスエムビーシー株式会社入社 平成16年9月 ゴールドマン・サックス証券会社(現ゴールドマン・サックス証券株式会社)入社 平成18年10月 ゴールドマン・サックス証券株式会社アソシエイト(現任)	一株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者柴田英治氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
- ① 柴田英治氏は、投資および経営の専門的な知識、経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ② 柴田英治氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間において受けていたこともありません。
- ③ 柴田英治氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ④ 柴田英治氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受により当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 社外取締役としての職務を遂行することができるかと判断する理由について
- 柴田英治氏は、証券会社における経験を生かし、投資や経営に対する専門的な知識、経験を有するという理由から社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 取締役候補者との責任限定契約を締結する予定であることについて
- 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者柴田英治氏とは、取締役選任後当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役石川和司氏は、本總會終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、椎塚裕一氏は石川和司氏の補欠として選任されることとなりましたので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	職歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有当社株数
椎塚裕一 (昭和43年11月21日生)	平成3年4月 水落司法書士事務所入所 平成11年8月 麴町総合事務所(現 司法書士法人麴町総合事務所)入所 平成16年10月 株式会社アーバンビジョン監査役(現任)	一株

- (注) 1. 当社は監査役候補者に対して売上債権を有しております。
 2. 椎塚裕一氏は社外監査役候補者であります。
 3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性および社外監査役としての責任限定契約について
- (1) 社外監査役候補者の選任理由および独立性について
- ① 椎塚裕一氏は、司法書士業界に携わっており、不動産登記実務に関する専門的な知識、経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ② 椎塚裕一氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間において受けていたこともありません。
- ③ 椎塚裕一氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ④ 椎塚裕一氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受により当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 社外監査役としての職務を遂行することができるかと判断する理由について
- 椎塚裕一氏は、司法書士業界に携わっており、当社の主力業務である不動産業に関わる法務面において専門的な知識を有するという理由から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 監査役候補者との責任限定契約を締結する予定であることについて
- 当社は、社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者椎塚裕一氏とは、監査役選任後当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役、従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の取締役に対する新株予約権の付与は、会社法第361条の報酬等に該当いたします。既にご承認いただいております当社の取締役の報酬額とは別枠で、新たにストックオプションとして当社の取締役に対して新株予約権（2,500個以内）を付与することにつき、併せてご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役に対して付与する新株予約権の額の算定方法につきましては、新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価値に、割当日に在任する当社の取締役に発行する新株予約権の総数を乗じて得た額といたします。この割当日における新株予約権1個当たりの公正価値は、新株予約権の割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズ・応用モデルを用いて算出するものいたします。

なお、対象となる取締役の員数は5名であります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役、従業員に対し新株予約権を無償で交付いたしたく存じます。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の取締役、従業員に割り当てるものといたします。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）と割当日の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

i) 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii) 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii) 上記 i) および ii) のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 新株予約権を行使することができる期間

平成22年10月25日から平成30年10月24日まで

④ 新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。

ii) 新株予約権の相続は認めない。

iii) この他、新株予約権の行使の条件は株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額

は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦ 新株予約権の消滅事由等

i) 新株予約権者が権利行使をする前に、3.(1)④i)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合、新株予約権は消滅する。

ii) 新株予約権者が新株予約権放棄を申し出た場合、新株予約権は消滅する。

⑧ 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

⑨ 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の数

16,150個(うち、当社の取締役については2,500個)を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は16,150株(うち、当社の取締役については2,500株)を上限とし、上記(1)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに、金銭の払込みを要しないこととする。

以 上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成20年10月23日（木曜日）午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム構築が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとしてMicrosoft® Internet Explorer 5.5 SP II 以上または Netscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communication Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】TEL0120-186-417（24時間受付）

〈住所変更等用紙の請求〉TEL0120-175-417（24時間受付）

〈その他のご照会〉TEL0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
ヒルトン東京 4階 菊の間
電話：03-3344-5111



交通のご案内

- ・地下鉄丸ノ内線「西新宿駅」徒歩2分
- ・都営大江戸線「都庁前駅」徒歩3分
- ・JR線、私鉄、地下鉄線新宿駅（西口）徒歩10分
- ・ホテル専用のシャトルバス（無料）が新宿駅西口京王デパート前のバス停21番乗り場から、午前9：00、9：20、9：40に発車します。